

消防の広域化以外の警防活動（現場活動）の 連携・協力等のあり方（案）

1 基本的枠組み

- ・ 消火・救急・救助等現場活動について統一的な部隊運用を行うためには、災害情報等の共有が不可欠であり、関係消防本部において指令業務の共同運用を進める。
- ・ その上で、災害のレベル・種類に応じ、各消防機関の消防力を踏まえた現場活動に関し、指令の共同運用エリアを中心とした必要な連携・協力等を強化する。
- ・ なお、警防活動は、消火活動中の緊急措置（いわゆる破壊消防など、消防法第29条）、消防警戒区域の設定（消防法第28条）等、権力的行政を扱う場面が多いため、公務員により行われるべきである。

2 指令の共同運用について

<地域規模等>

- ・ 可能な限り広域的に対応することが有効であり、消防資源（施設と人員）を有効活用すべくスケールメリットを働かせるためには、管轄人口で少なくとも30万人程度が必要。
- ・ 指令事務の需要の多くを占める救急搬送を念頭に、救急医療の基礎となる2次医療圏や地域メディカル・コントロール協議会の区域との整合を考慮することも必要。
- ・ 消防事務の連携等のベースとなる地域として、比較的大規模で中核となり得る消防本部を含む地域とすることが必要。

<共同運用の法的枠組み>

●事務の委託（メリット・課題等）

- ・ 指令管制業務を委託すると、委託した団体は当該事務を管理執行する権限を失い、現場活動の主体と指令管制の主体が異なることとなるため、円滑な現場活動が困難となる場合がある。

●協議会（メリット・課題等）

- ・ 平成27年7月6日時点で、指令の共同運用について協議会方式を採用している消防本部が全体の90.3%（28／31地域）となっている。
- ・ 関係団体から派遣された職員がそれぞれの派遣元の団体の身分を有したままその事務を処理することから、指揮命令系統が不明確になるおそれがあるため、運用上の工夫が必要となる。

●職員の共同設置・内部組織の共同設置（メリット・課題等）

- ・職員も各構成団体の共通の機関等としての性格を有するが、各構成団体の主体性も維持され、指揮命令系統の一元化が確保される。

3 消火・救急・救助等現場活動の連携等について

＜連携・協力等の方向性＞

- ・消火・救急・救助の警防活動については、指令の共同運用エリアをベースにして災害発生状況を即時に共有する体制を確保し、隣接・都道府県内の消防本部との応援協定など連携等の強化を図ることが必要。隣接本部との自動応援等の強化が特に効果的と思われる。
- ・ただし、危険物等の特殊災害については、隣接本部以外に同一の災害リスクのある消防本部同士での連携等も別途強化することが必要。
- ・また、救助活動については、各地域における救助隊の整備状況を踏まえ、指令の共同運用エリアに加え、例えば都道府県域単位などで、災害のレベルごとの連携の枠組みを構築し、全国的な緊急消防援助隊による支援のレベルに至らない災害への対応を円滑に行うことが必要。
- ・ヘリを必要とする活動については、別途、ヘリを運行する消防本部と都道府県等が中心となり、当該都道府県内の地域でどのような役割を担うこととするのか改めて整理する。
- ・なお、特に人口の低密度化が著しく進む条件不利地域等においては、今後の消防需要の見通しを踏まえた上で、区域内の消火・救急・救助等の警防活動について、引き続き消防本部が担うか、消防団による活動や役場救急等とするかを含めた体制のあり方を検討することも考えられる。



各地域において、災害の種類・レベルに応じた連携・協力等の体制を構築することとしたい。そのために、都道府県が市町村の消防力の現況や将来見通し、災害リスク等を踏まえた上で、その基本方針を設定する必要があるのではないか。

【参考】

救助隊

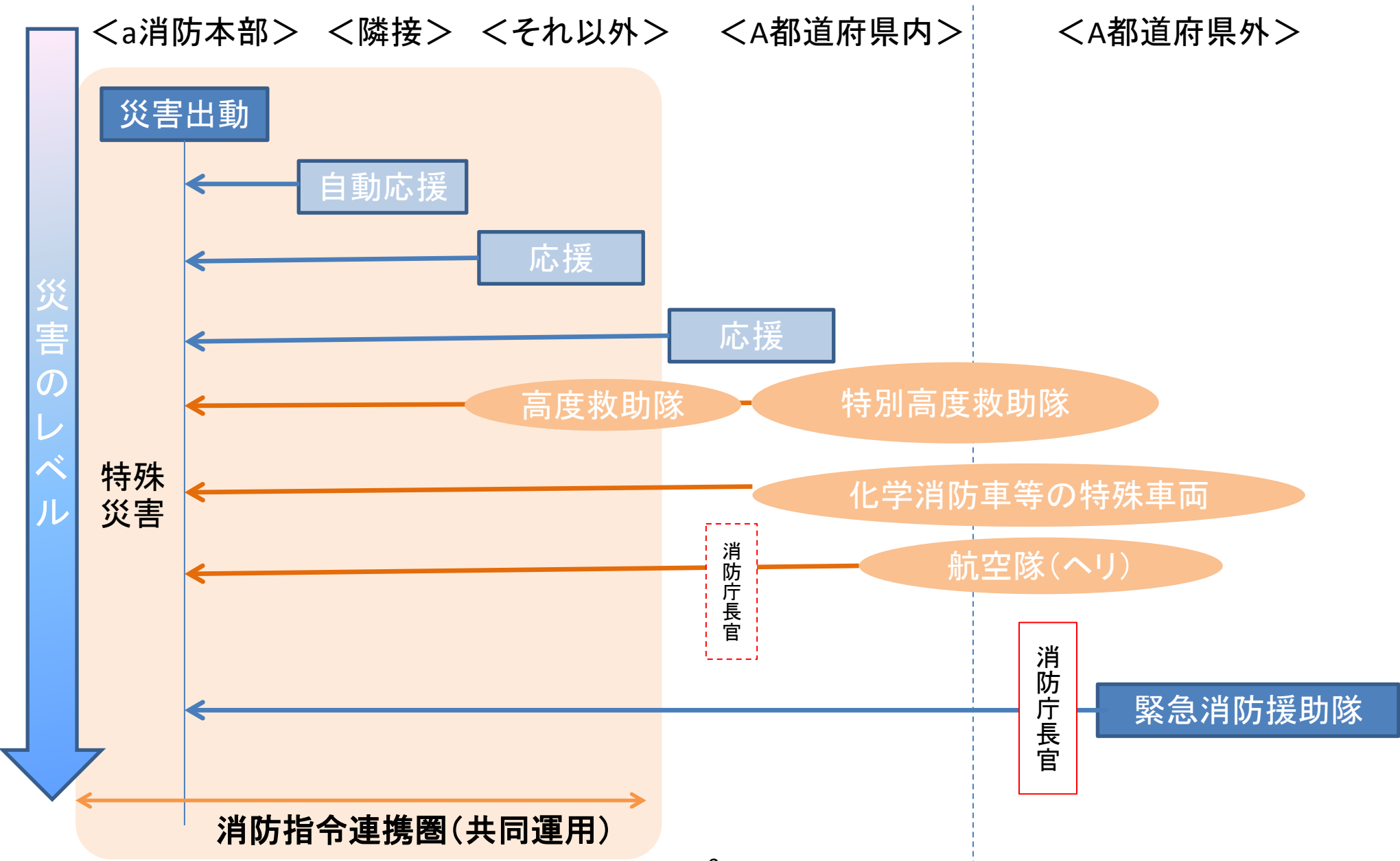
消防本部の規模等により、救助隊から特別高度救助隊まで、設置されている救助隊のレベル（技術・資機材・車両）に差がある。

航空隊

都道府県は消防の支援を行う部隊として航空隊を有し、政令市消防本部は独自に航空隊を有しているところがある。活動対象は、空中消火、山岳・水難救助、救急搬送等である。

消防機関保有ヘリコプター	31機	（東京消防庁、15政令指定都市）
都道府県保有ヘリコプター	40機	（38道県）
消防庁保有ヘリコプター	5機	（2消防本部、3県が運用）

消火・救急・救助等警防活動の連携イメージ



消防の広域化と新たな連携・協力等の比較(案)

(現場活動)

	これまで推進してきた 消防の広域化	新たな連携・協力等
方式	一部事務組合、広域連合 又は 事務委託	指令の共同運用 ＋ 現場活動における連携・協力の強化
事務の内容	消防団の事務を除く すべての消防事務	すべて又は一部の消防事務
初動の消防力、増援体制の充実	◎	◎
現場到着時間の短縮	◎	◎
現場要員の増強・専従化	◎	○
高度化・専門化	◎	○
人事ローテーションによる組織の活性化	◎	○
高度な消防設備、施設等の整備	◎	○ (高機能消防指令センターの整備)
組織の意思決定の遅延	消防広域化実施消防本部 (平成18年6月～平成27年3月) のうち複数の消防本部が、 左記の課題を指摘	左記の課題は生じない
職員事務量(総務事務)増加		
職員の処遇等の問題		
市町村防災部局と消防との関係の希薄化		
消防団と消防との関係の希薄化		

消防の広域化以外の予防業務の 連携・協力等のあり方（案）

1 現在行われている主な取組み

（１）違反是正の推進に係る大都市消防本部による支援

①研修派遣

- ・ 小規模消防本部の職員が違反是正その他の予防業務に係る実務的な経験を通して高度な専門的知識や技術等を習得するため、小規模消防本部から大都市消防本部へ研修生を派遣している事例がある（例：数日～数週間での短期研修、職員派遣（地方自治法第 252 条の 17）を活用した 1 年程度の期間での長期研修）。
- ・ 消防庁においても、研修を希望する小規模消防本部を公募し、大都市消防本部での 5 日間の実務研修を行う事業を実施（平成 27 年度は 42 本部を対象）。

②違反是正支援アドバイザー制度

- ・ 消防庁において、違反処理の知識・経験が豊富な消防職員を「違反是正支援アドバイザー」として委嘱し、違反是正事務を行う消防本部からの依頼に基づき、1 日～数日間、派遣する事業を実施（平成 26 年度は延べ 90 名を派遣）。
- ・ 派遣されたアドバイザーは、違反是正に関する個別具体的な相談への助言、研修支援、情報提供等を実施（現行の制度では、違反調査等のため建物に立ち入るなど、派遣先の消防吏員として権限を行使する業務を行うことはできない）。

（２）火災原因調査に係る大都市消防本部等による技術支援

- ・ 火災原因調査は、事案によっては高度な専門性や機器が必要となる場合があり、一部の政令市消防局等において、近隣の市町村消防本部からの依頼を受け、鑑識等の協力を行っている事例がある。
- ・ 近年は、主に、消防研究センターが、小規模消防本部等からの要請により、火災原因調査に係る原因究明のための鑑識等を共同で実施（平成 25 年度に行った鑑識等は 109 件）。

2 検討の方向性

人口減少社会においても、火災から人命を守るため、予防業務を適切に実施することが重要であることから、一定のレベル以上で予防業務を引き続き行っていくことが必要。

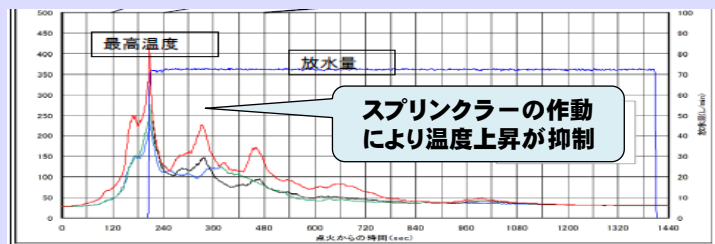
しかしながら、特に人口が減少していく地域においては、予防業務の実施体制の維持確保が困難になっていくことが懸念されることに鑑みると、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、単独の本部で幅広い知識・経験を有する職員を育成・配置していくことが難しくなることも考えられる。

そのため、こうした高度・専門的な業務等については、職員派遣や相互応援協定、協議会や事務の代替執行などの仕組みを、各地域における予防業務の実情等に応じて活用することにより、広域的な連携・協力を図っていくことを検討していく必要がある。

予防行政の現状と課題について

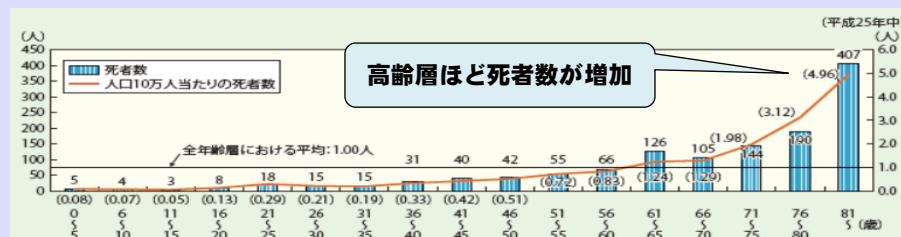
火災の早期発見、初期消火、早期避難が重要

下図の火災実験データが示すように、火災が発生すると極めて短時間で拡大するため、必要な対策を講じないと在館者は危険な状態に曝される。



逃げ遅れによる死者が多く、高齢層ほど死者発生率が高い

火災による死者を分析すると、人口10万人当たりの死者数は、20～30歳代では0.3人程度だが、70歳代前半で2.0人、70歳代後半で3.1人、80歳代以降の年代では5.0人と急激に悪化。



高齢化社会の進展や社会情勢の変化に伴い、小規模施設で多数の死者を伴う火災が頻発

新宿区歌舞伎町雑居ビル火災

【H13.9発生】死者44人

グループホーム、老人ホーム等社会福祉施設火災

【H18.1発生】死者7人 【H21.3発生】死者10人 【H22.3発生】死者7人 【H25.2発生】死者5人

大阪市個室ビデオ店火災

【H20.10発生】死者15人

福山市ホテル火災

【H24.5発生】死者7人

福岡市有床診療所火災

【H25.10発生】死者10人

川崎市簡易宿所火災

【H27.5発生】死者10人

- 建物の態様の多様化が進む中、講ずべき防火対策については、火災教訓が生かされるよう不断の見直しを実施しており、**小規模施設であっても火災危険性に応じた適切な防火対策を講ずることが必須。**
- 予防業務においては、**①建物建築時の厳格な審査・検査（消防同意等）、②適切な状態が維持されていることの確認（立入検査）、③違反状態がある場合の早期の是正（違反処理）を適切に実施することが重要。**
- 今後も建物の防火安全性を確保していくためには、**①～③の一連の業務を、一体的に運用していくことが必要不可欠。**
- こうした中、近年、防火対象物の増加※（H元:292万棟→H25:400万棟）や予防要員の不足等に伴い**立入検査実施率が大幅に低下**していること（H元:42%→H25:22%）や、業務実施に当たり**高度な専門知識や豊富な経験が一層求められていること等により、違反処理が進まない**といった課題等が顕在化しており、**違反処理体制の強化をはじめ予防業務の実施体制の維持確保が重要となっている。**（また、近年の小規模施設への規制強化に伴い、今後、新たな違反対象物が多数出現してくることも懸念される状況）

※ 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、(1)項から(16)の3)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(17)項から(19)項までに掲げる防火対象物

消防分野での活用が想定される連携・協力・共同処理等の手法

根拠法	根拠条文	手法	概要	議会の議決等の手続	特徴	消防分野での主な活用実態
地方自治法	252条の2	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。 連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。	・基本方針及び役割分担について、関係地方公共団体議会の議決を経て、協議により協約を定める。 ・連携協約締結後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・変動しない。 【意思決定の手続】 ・連携協約を変更する場合は、議会の議決を経た協議が必要。 【財政負担】 ・連携協約で定めることが想定される。 【制度の制定又は最近の改正の経緯】 ・地方圏で連携中枢都市圏の形成を図り、連携して必要な行政サービスを提供できるようにすべきとされた第30次地制調答申を受け、新しい広域連携制度として創設された。(H26.11～) 【その他】 ・連携の基本指針を定めるものであって、個別事務の処理について法律効果を付与するものではない。 ・連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができる。	
	252条の2の2	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整又は計画作成を行うための制度。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、協議会を設ける。 ・規約には、①協議会の名称、②関係団体、③管理執行する事務、④組織事項、⑤経費の支弁方法、⑥事務の管理執行方法、⑦事務の管理執行場所、⑧職員の身分取扱い、⑨財産又は公の施設の管理・処分等の方法、⑩その他必要な事項を記載する(⑥～⑩は管理執行協議会のみ)。 ・協議会設立後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。	【組織の新設の有無】 ・法人格を有しない協議会を設ける 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・管理執行協議会については、協議会が管理執行した事務は、それぞれの地方公共団体が管理執行したものととして効力を有する。 【意思決定の手続】 ・規約の変更等をする際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。 【財政負担】 ・規約で定める。 【制度の制定又は最近の改正の経緯】 ・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議が整わない限り脱退することができなかったが、手続の簡素化として、協議会を設ける地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた(H25.3.1～)	指令業務の共同運用 29地域108本部
	252条の7	機関等の共同設置	地方公共団体の議会事務局、委員会若しくは委員、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局又は職員を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、共同設置を行う。 ・規約には、①機関等の名称、②関係団体、③執務場所、④職員の身分取扱い、⑤その他必要な事項を記載する。 ・共同設置後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。	【組織の新設の有無】 ・法人格を有しない共同の機関等を設ける。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。 【意思決定の手続】 ・規約の変更等をする際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。 【財政負担】 ・規約で定める。 【制度の制定又は最近の改正の経緯】 ・以前は、委員会又は委員、職員等について共同設置することが認められていたが、効率的な行政運営に資すること及び小規模市町村の事務の補完に資することを基本的な考え方とし、地方自治法が改正され、行政機関、長の内部組織等についても共同設置の対象とした。(H23.4～) ・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議が整わない限り脱退することができなかったが、手続の簡素化として、機関等を共同設置する地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた(H25.3.1～)	
	252条の14	事務委託	地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に委託して管理・執行させる制度。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、事務を委託する。 ・規約には、①関係団体、②委託事務の範囲及び管理執行方法、③経費の支弁方法、④その他必要な事項を記載する。 ・事務委託後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・事務を受託した地方公共団体は当該事務に係る権限を有することとなり、委託した地方公共団体は、当該事務に係る権限を失う。 ・事務を受託した地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。 【意思決定の手続】 ・委託した事務を変更・廃止する際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。 【財政負担】 ・規約で定めるが、一般に委託側が負担。 【その他】 ・消防の広域化の一つの手段。 ・受託した地方公共団体は、自らの条例・規則等に基づき委託団体の地域の事務を実施する。	消防の広域化 H26.4.1時点132本部
	252条の16の2	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該地方公共団体の名において、他の地方公共団体に行わせる制度。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、事務を代替執行する。 ・規約には、①関係団体、②代替執行事務の範囲及び管理執行方法、③経費の支弁方法、④その他必要な事項を記載する。 ・事務の代替執行成立後、告示及び総務大臣又は都道府県知事への届出が必要。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・地方公共団体が、他の地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた地方公共団体が自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。 【意思決定の手続】 ・代替執行事務を変更・廃止する際は、関係地方公共団体の議会の議決を経た協議が必要。 【財政負担】 ・規約で定める。 【制度の制定又は最近の改正の経緯】 ・地方圏で連携中枢都市圏の形成を図り、連携して必要な行政サービスを提供できるようにすべきとされた第30次地制調答申を受け、新しい広域連携制度として創設された。(H26.11～) 【その他】 ・代替執行する地方公共団体は、事務を任せた地方公共団体の条例・規則等に基づき、当該団体の事務を実施する。	
	252条の17	職員の派遣	事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の地方公共団体からの求めに応じて職員を派遣することができる制度。	・地方公共団体の長による協議が必要。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・派遣される職員は、派遣する地方公共団体の職員と派遣を受ける地方公共団体の職員の身分をあわせもつ。 【財政負担】 ・給料、手当(退職手当を除く)及び旅費は、職員の派遣を受けた地方公共団体が負担。 【その他】 ・専門知識のある職員の派遣を受け、活用することができる。	

根拠法	根拠条文	手法	概要	議会の議決等の手続	特徴	消防分野での主な活用実態
地方自治法	286条	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議による規約の定めが必要。 ・規約には、①名称、②構成団体、③共同処理する事務、④事務所の位置、⑤議会の組織及び議員の選挙の方法、⑥執行機関の組織及び選任の方法、⑦経費の支弁方法を記載する。 ・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。	【組織の新設の有無】 ・法人格を有する一部事務組合を設ける。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・共同処理するとされた事務に係る権限は一部事務組合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。 【意思決定の手続】 ・共同処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。 【財政負担】 ・規約で定める。 【制度の制定又は最近の改正の経緯】 ・以前は、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ脱退することができなかったが、手続の簡素化として、一部事務組合を構成する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに書面で予告することにより、脱退することができることとされた（H25.3.1～） 【その他】 ・消防の広域化の一つの手段。	消防の広域化 H26.4.1時点275本部
	291条の2	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。	・関係地方公共団体の議会の議決を経た協議による規約の定めが必要。 ・規約には、①名称、②構成団体、③区域、④処理する事務、⑤広域計画の項目、⑥事務所の位置、⑦議会の組織及び議員の選挙の方法、⑧広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任方法、⑨経費の支弁方法を記載する。 ・設置には総務大臣又は都道府県知事の許可が必要。 ・総務大臣が許可したときはその旨の告示及び国の関係行政機関の長への通知が必要。 ・都道府県知事が許可したときはその旨の公表・総務大臣への報告、報告を受けた総務大臣による国の関係行政機関の長への通知が必要。	【組織の新設の有無】 ・法人格を有する広域連合を設ける。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・処理するとされた事務に係る権限は広域連合に移り、構成団体は当該事務に係る権限を失う。 【意思決定の手続】 ・処理する事務や規約の変更のためには、全ての構成団体の議会の議決を経た協議を整えた上で総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。 【財政負担】 ・規約で定める。 【その他】 ・消防の広域化の一つの手段。	消防の広域化 H26.4.1時点21本部
消防組織法	39条2項	相互応援協定	地方公共団体の境界付近の災害や大規模な災害について、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体に対する消防の応援をする協定を締結する制度。	・市町村長等による協定締結。 ・協定の締結について、議決を経る必要はない。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・応援のため出動した消防職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・一般に応援協定で定める。	市町村間締結数 H26.4.1現在 2,205
	43条	都道府県知事の指示	非常事態の場合に、都道府県知事が関係機関相互間の協定の実施その他災害の防御の措置を実施するよう市町村長、市町村の消防長又は水防管理者に必要な指示をする制度。	・議会の議決は必要ない。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・応援のため出動した消防職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・協定等で定める。	
災害対策基本法	8条	相互応援の協定	災害発生時に、地方公共団体の区域を超えて、他の地方公共団体に対する応援を行う協定を締結する制度。	・市町村長等による協定締結 ・協定の締結については、議決を経る必要はない。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・応援のため出動した職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・一般に応援協定で定める。	市区町村間締結数 H26.4.1現在 1,697
	67条	応援の要求	災害発生時に、市町村長等が、他の市町村長等に応援を求める制度。	・議会の議決は必要ない。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・応援のため出動した職員は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動する。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・応援を受けた地方公共団体が負担。	
その他	連携中枢都市圏推進要綱	連携中枢都市圏	相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が、それぞれの議会の議決を経て連携協約を締結することにより圏域を形成し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する制度。	・主に三大都市圏以外に所在する政令指定都市又は中核市が、連携中枢都市宣言書を作成、公表。 ・関係市町村議会の議決を経た上で、①市町村の名称、②目的、③基本方針、④連携する取組を記載した連携協約を、連携中枢都市と近隣市町村が1対1で締結。 ・協約締結後、連携中枢都市が連携中枢都市圏ビジョンを策定、都道府県及び総務省へ送付。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・変動しない。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・連携協約で定めることが想定される。 【その他】 ・地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済の維持を図る。 ・法律上の枠組みではなく、総務省の要綱に基づくもの。	広域消防の運営について、連携中枢都市圏形成のために締結した連携協約に記載 ・みやぎ共創都市圏（宮崎市等）
	定住自立圏構想推進要綱	定住自立圏	都市機能に一定の集積がある中心市と近隣市町村が、それぞれの議会の議決を経て協定を結ぶことにより圏域を形成し、役割分担しながら互いに連携・協力する制度。	・人口5万人程度以上（少なくとも4万人以上）の市が、圏域内の住民に各種サービスを提供する意思を示す「中心市宣言書」を作成、公表。 ・関係市町村議会の議決を経た上で、①市町村の名称、②目的、③基本方針、④連携する具体的事項を記載した定住自立圏形成協定を、中心市と近隣市町村が1対1で締結。 ・協定締結後、中心市が定住自立圏共生ビジョンを策定、都道府県及び総務省へ送付。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・変動しない。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・定住自立圏形成協定で定める。 【その他】 ・中心市において、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備するとともに、近隣市町村と協力することにより、圏域全体の活性化を図る。 ・法律上の枠組みではなく、総務省の要綱に基づくもの。	消防体制の強化について共生ビジョンに記載 ・山形定住自立圏（山形市等） ・長岡地域定住自立圏（長岡市等）等
	民法	請負・委任・準委任	当事者の一方が特定の行為をすることを相手方に委託する契約。	・原則として、議会の議決は不要。一定の金額以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要。	【組織の新設の有無】 ・組織を新設しない。 【権限の所在・法律効果の帰属】 ・変動しない。 【意思決定の手続】 ・特に困難性なし。 【財政負担】 ・合意で定める。	